

平成 25 年度健全化判断比率等の公表について

平成 26 年 10 月 3 日総務部財政課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、美唄市の平成 25 年度決算における財政指標を公表いたします。

公表する指標は、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率の 5 指標です。

健全化判断比率

(単位：%)

指標の名称	平成 25 年度	早期健全化基準	財政再生基準	〈参考〉 平成 24 年度
実質赤字比率	—	13.43	20.00	—
連結実質赤字比率	4.83	18.43	30.00	7.74
実質公債費比率	20.9	25.0	35.0	22.0
将来負担比率	193.3	350.0		213.4

※「—」は実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	平成 25 年度	経営健全化基準	〈参考〉 平成 24 年度
市立美唄病院事業会計	63.1	20.0	79.1
美唄市水道事業会計	8.2	20.0	—
美唄市工業用水道事業会計	—	20.0	—
美唄市下水道会計	—	20.0	—

◎財政の早期健全化について

4 つの健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の 3 つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事へ報告しなければならないこととされています。

◎財政の再生について

4 つの健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた 3 つの比率のうち、いずれかが財政再生基準以上となった場合は財政再生団体となり、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の 3 つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすること等を目標として財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債の借入ができないこととされています。

◎公営企業の経営健全化について

資金不足比率が経営健全化基準以上になった公営企業会計は、その経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこととされています。

① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものが「実質赤字比率」です。

普通会計（一般・市民バス会計の2会計）の実質赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、平成25年度決算においては、実質収支額2億4,494万円の黒字決算となったことから、実質赤字比率は算定されません。

② 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、美唄市全体での赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものが「連結実質赤字比率」です。

美唄市には、普通会計のほかに国民健康保険や下水道、介護保険などの特別会計、水道や病院といった企業会計がありますが、各会計の黒字・赤字の合計が赤字となった場合に、その額が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、平成25年度決算における美唄市の連結実質赤字比率は4.83%となり、平成24年度から2.91ポイント低下しました。

【主な要因】

平成25年度決算では、新たに水道事業会計において約3,707万円の資金不足額が生じましたが、普通会計において実質収支額が約1億6,700万円増加したこと及び病院会計において資金不足額が約1億9,198万円減少したことが主な要因です。

病院事業会計の累積不良債務が多いために連結実質赤字比率は依然として高い水準にあります。

【今後の対策】

早期健全化基準18.43%を下回っていますが、病院事業会計においては新たな不良債務を発生させることなく連結実質赤字額を段階的に解消するため、平成20年度に策定した美唄市財政健全化計画、病院事業会計における市立美唄病院改革プラン及び平成21年度に策定した市立美唄病院経営健全化計画に基づく健全化策を着実に推進し、連結実質赤字比率の低下を図ります。

また、新たに資金不足額が生じた水道事業会計においては、水道料金の改定を含めた検討を行うなど、資金不足の解消に向けて取り組んでまいります。

③ 実質公債費比率

借入金の返済額及び借入金に準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものが「実質公債費比率」です。

普通会計が支払わなければならない元利償還金や、債務負担行為の一部など元利償還金と同様の性質がある経費、特別会計・企業会計の元利償還金に対する繰出金などの合計額が、標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、平成25年度決算における美唄市の実質公債費比率は20.9%で、平成24年度から1.1ポイント低下しておりますが、依然として高い水準にあります。

【主な要因】

普通交付税の増額等により標準財政規模の額が約 2 億 7,670 万円増加したこと及び事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費の額が約 5,416 万円増額したことなどが主な要因となっています。

【今後の対策】

実質公債費比率の早期健全化基準は 25.0%であり、現時点では早期健全化基準を下回っているものの、依然として高い水準にあると言えます。このため、平成 18 年度に策定した美唄市公債費負担適正化計画を着実に推進し、普通交付税の算入率の低い地方債の新規発行を抑えながら実質公債費比率の低下を図ります。

④ 将来負担比率

普通会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等のうち、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものが「将来負担比率」です。

美唄市が将来負担しなければならないものには、借入金（市債）残高のほか、債務負担行為、退職手当の支給予定額や、特別会計・企業会計の借入金残高のうち普通会計が繰り出すもの、さらには第三セクター等の負債のうち損失補償契約をしているものなどがあります。これらが標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものが将来負担比率であり、平成 25 年度決算における美唄市の将来負担比率は 193.3%で、平成 24 年度から 20.1 ポイント低下しています。

【主な要因】

平成 18 年度に策定した美唄市公債費負担適正化計画により新たな起債の発行を抑制してきたとともに、着実に過去の市債の償還を行ったことにより市債残高が減少したことが、比率を低下させた主な要因となっています。

【今後の対策】

将来負担比率の早期健全化基準は 350.0%（※）であり、現時点では早期健全化基準を下回っているものの、高い水準にあると言えます。平成 18 年度に策定した美唄市公債費負担適正化計画の推進による市債残高の減少のほか、職員採用の抑制による退職手当支給予定額の低減、土地開発公社の経営健全化などにより、将来負担比率の低下を図ります。

（※）将来負担比率には、財政再生基準はありません。

⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である営業収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

美唄市では、水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道会計が対象で、資金不足額が発生しているのは病院事業会計、水道事業会計となっており、その平成 25 年度決算における資金不足比率は病院事業会計が 63.1%で、平成 25 年度から 16.0 ポイント低下しています。

また、水道事業会計が 8.2%で、平成 25 年度から新たに発生しています。

【主な要因】

病院事業会計については、美唄市財政健全化計画に基づく一般会計からの繰入れにより不良債務が減少したことが、比率を低下させた主な要因となっています。

また、水道事業会計については、少子高齢化による人口の減少、景気低迷により企業の撤退や学校の廃校・統合などによる有収水量の減少により、新たに資金不足比率が発生しています。

【今後の対策】

引き続き、市立美唄病院経営健全化計画及び市立美唄病院改革プランに基づく経営健全化の具体的方策を推進するとともに、一般会計からの繰入れにより不良債務を計画的に解消することにより、比率の低下を図ります。

また、水道事業会計においては、水道料金の改定を含めた検討を行うなど、資金不足の解消に向けて取り組んでまいります。